

令和5年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和5年3月13日 午前10時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	石渡由美子
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 9 号 松田町第 6 次総合計画「基本計画」の見直しについて（総合計画審査特別委員会報告）
- 日程第 2 議案第 13 号 令和 5 年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）
- 日程第 3 議案第 14 号 令和 5 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 15 号 令和 5 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 16 号 令和 5 年度松田町上水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 17 号 令和 5 年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 18 号 令和 5 年度松田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 19 号 令和 5 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 20 号 令和 5 年度松田町用地取得特別会計予算
- 日程第 10 議案第 21 号 令和 5 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第 1 発議第 1 号松田町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第 1 1 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

なお、神奈川新聞よりパソコンの使用の申し出、議会事務局から録音の申し出があり、許可をいたしておりますので御承知おき願います。

報告いたします。唐澤議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 11 名です。よって、地方自

治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (10時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて、総合計画審査特別委員会報告」を議題といたします。

本案については、総合計画審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、井上栄一君。

総合計画審査特別委員会委員長

それでは、総合計画審査特別委員会報告書を報告させていただきます。

令和5年3月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総合計画審査特別委員会委員長 井上栄一。

総合計画審査特別委員会報告書。本委員会は、令和5年3月9日に委員11名中9名出席のもとに役場4階大会議室で委員会を開催し、令和5年第1回議会定例会において付託された「議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼政策推進課長及び担当職員出席のもと、松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて、詳細に審査しました。基本計画の見直しについては、松田町自治基本条例の理念に基づき、松田町総合計画審議会に諮問をして策定されたものです。

審査の結果、基本計画の見直しについては妥当なものと判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

1、PDCAサイクルによる評価・検証の徹底。

2、町民及びチルドレンファーストの視点によるまちづくりの推進。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 総合計画審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについてに対する委員長の報告は可決です。議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第13号令和5年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、田代実君。

一般会計予算審査
特別委員会委員長

令和5年3月10日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計予算審査特別委員会委員長 田代実。

一般会計予算審査特別委員会報告書。本委員会は3月10日に委員6名全員出席のもとに役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第1回議会定例会において付託された議案第13号令和5年度松田町一般会計予算について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。予算額は昨年度と比較し、松田小学校整備事業が完了したため減少して

いる。その中において、未来を見据えたハード・ソフト事業が盛り込まれており、健全で持続可能な予算編成となっている。

なお、予算執行に当たっては、次の事項について申入れをします。

1、町税が減少傾向にあるため、ふるさと応援寄附金の増収や、人口減少対策などに取り組み、財源の確保に努められたい。

2、新モビリティサービス推進事業は、高齢社会での交通対策として期待される事業であり、公共交通事業者との調整を十分に図り執行されたい。

3、県内初となる広域で設置した「あしがらジビエ工房」の管理運営を軌道に乗せ、ジビエの精肉販売事業を展開されたい。

4、国・県補助金等を財源に、森林の保全整備事業を積極的に推進されたい。

今回の予算審査特別委員の構成につきましては、総務・産業厚生から各3名、6名の選抜メンバーで審査を行いました。これまでとの違いは、予算審査特別委員会の前に常任委員会の活動日を設けて、おのおのの委員会で所管の歳入について、歳出は事業を中心に勉強しております。このような経緯がございますので、総務常任委員会所管の質疑と、産業厚生所管の質疑は、それぞれが所属する委員に回答をお願いしております。私は補足説明を担当させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

議 長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは1点…2点ほどお伺いします。1点目はですね、(1)の人口減少対策に関係あるんですけども、今回、寄地区の人口減少対策の予算が盛り込まれておりますので、その辺の審議はされたのか。また、内容はどうだったのか。

2点目はですね、ここには載ってないんですけど、新松田駅南口駅前広場の整備の進捗についてですね、どのような審議をされたのか、お伺いをいたします。

5番 田 代 寄の人口減少対策、何ページのどの部分を質問されているのか。

- 1 1 番 寺 嶋 57ページにあります、民生費ね。違った。総務費の中に…総務費57。
（「57は企画費です。」の声あり）総務なんだけども、企画費で寄地区活性化
推進協議会委員、この関係ですよ。
- 議 長 挙手をして発言していただけますか。
- 1 1 番 寺 嶋 何ですか。
- 議 長 挙手をしてから発言してください。
- 1 1 番 寺 嶋 失礼しました。予算書では57ページ、総務費の企画費の中に…（私語あり）
寄地区活性化推進協議会委員報酬の関係で、どのような審議されたのかどうか
っていうことでお伺いしております。よろしく申し上げます。
- 5 番 田 代 ただいまの寺嶋議員の質問、57ページの定住少子化対策支援事業。その中で、
寄地区活性化推進協議会委員報酬ということが出てるので、寄地区の人口減少
について、このことが関連してるのかというふうな質問と理解させていただきます。
このページについては、質疑の応答はございませんでした。私の個人的
な見解なんですけれども、その下にあるお試し住宅運営委託料。これについて
は、空き家を使って仮に住んでいただいて、寄地区に住んでもらおうというも
のも含まれてると思います。寄地区活性化推進協議会、これについては、直接
的には人口を増やすためというよりも、大きい面で寄地区の活性化。人口を増
やすものと捉えております。それとか、あと水道基本料ですか。特会になるん
ですけれども、そちらのほうでも値下げをしたりとか、そういうことを私の委
員の、議員として捉えた範囲では、そういったことで人口対策をやっている
というふうに考えます。委員会では審議はされませんでした。以上です。
- 議 長 南口広場。
- 6 番 井 上 南口広場…駅前広場整備事業の進捗状況という質問に対してですね、ここ
につきましては、令和5年度では用地買収費、補償費の予算計上をしているとい
うことで、進捗といいますか、まだですね、これ何年かですね、ずっとこの用
地費、用地買収費、補償費を予算計上しておりますが、契約等ができない状態
でですね、令和4年度までですね、やってきていると。これをさらにですね、
令和5年度で再度ですね、用地費と補償費で1億5,535万2,000円を計上をして

いるということです。今後のですね、担当課のほうの展望としてですね、回遊性、北口との関連性を持たせた町道等の整備を行っていくというふうに回答を得ています。

11番 寺 嶋 じゃあ2点目の新松田駅南口駅前広場整備事業っていうことでは、今までも特段になかなか進まないっていうことなんですけども。5年度は、じゃあ今のところははっきりしたことは言えないっていうことでよろしいのでしょうか。その辺、再度お伺いします。

6番 井 上 いや、はっきりというのがどういう意味なのか分かりませんが、5年度もですね、その駅前広場の整備計画に基づいた用地。その用地買収に基づく物件補償のですね、予算を計上をして、とりあえずはですね、用地の確保をしていくという予算計上です。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

8番 中 野 まず、委員の皆様におかれましては特別委員会、大変御苦労さまでございました。私も当日傍聴に行きたかったのではございますが、所用がございまして、来ることができませんでした。そのかわり、ちょっと気になることが二、三ございますので、そこで私なりの質問をさせていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、ページは31ページなんですけど、ふるさと納税、寄附金ですね。我が町でも税収についてですが、町の財政の根幹を担います町税が年々減り続けております。それを補う交付税は、令和5年度については13億円という大きなものがありますが、先日頂きました今後の将来の財政推計を見ますと、町税並びに交付税等は年々減り続けていくことになっております。

そこで、これは全国的な傾向ではあろうかと思うんですが、それを補う、賄うということで、有効な手段として全国の自治体が躍起になっておるのがこのふるさと納税、そういったことであろうと思います。ところによっては、このふるさと納税によって自主財源の2倍も3倍も御寄附を頂いているという自治体もあるようでございます。我が松田町といたしましても、このふるさと納税

については一生懸命取り組んでいるようには思いますが、依然としてその成果が上がっていないのが実態です。令和5年度のふるさと納税の予定額1億1,000万。令和4年度も1円、寸分変わらず1億1,000万円でございます。ふるさと納税のありがたみということを重々訴えておりながら、またそれにふるさと納税の増収を図っていくということを言っていないながら、1円も増収という形になっていない事態に対して、全く夢が見えてきません。ふるさと納税をされる寄附金の寄附をされる方々の多くの方が、まず何と言っても、それによって伴ってくる返礼品の魅力だと思っております。我が松田町でも、いろいろな返礼品の掘り起こしをされてきたようではございますが、遅々としてこれが大ヒット、大ホームランというものがありませんでした。唯一、チェックメイトに置かれているゴルフ利用券。1万円で3,000円の券ですね。これが少しヒット、ポテンヒットぐらいかなというふうに感じられるところでございますが、これも年間3,000万円、その程度でございます。今後、この有効な手段であるふるさと納税の増収を図るについてのいろいろな御協議というものは、特別委員会でされたんでしょうか。お願いをいたします。

2 番 古 谷 それでは、今のふるさと納税の寄附金、また町税の減収の件、ちょっとお話しさせていただきたいと思えます。町税の減収については、今、中野議員おっしゃられたとおり、年々ですね、減少していくというような財政推計が出ております。それに当たってですね、収納率の向上だとか、報告書にもありましたとおり、人口減少対策を進めていくというようなことで報告がありました。ふるさと納税の返礼品の開発といいましょうか。昨年末にですね、ビールをふるさと納税の返礼品として扱い、好評だったということで早めに終了したということで、今年はビールをですね、少し増やしていくというような計画があるということです。

それとあと、特産品の開発ということで補助金等を交付しましてやってられますけども、これが軌道に乗っているところと軌道に乗っていないところがありますし、軌道に…商品開発ができたとしても、数が…量ができなくてですね、ふるさと納税の返礼品の対象にならない部分もあろうかと思えますが、この辺

の検証が今後必要になってきて、することによってですね、ふるさと納税の返礼品の確保に努めていくようなことが必要になってくるというふうに思います。以上です。

8 番 中 野 魅力ある返礼品の開発ということを、今委員の…古谷委員は「私は思います」とお答えになったんですが、私が聞いているのは、古谷委員の考えではなくて、町側がその辺のところについてどのようにはっきりと答えたのかということでございますが。ビールを、去年は地ビールですか。これが好評だったと。それを来年度もまた引き続き増産をして返礼品に使いたいということは私も聞いておりますが。ごくごく、まだまだ少量だと思うんですね。特産品、特産物のヒットに当たるというふうなほどの量ではなかろうかと思っております。

それでですね、この返礼品についてはですね、何もふるさと納税の返礼品に充てるだけではなくてですね、もし特産品、特産物、補助金が出ています。今、委員の…古谷委員が言いましたとおり、ここ過去七、八件出来上がったものがあつたのではなかろうかと記憶しておりますが。これがもしヒットすれば、返礼品だけに限らず、これを買って求めに来られる観光客。いわゆる交流人口がこの松田町も増えて、活性化につながっていくということでございます。ですから、返礼品だけに限らず、特産品、特産物の開発というものは、非常に大切なものがあろうかとは思っておりますが、ただいま七、八件あつたろうと思っておりますが、過去に。これがですね、今現在どのようになっているのかということの検証をというお言葉が出ましたが、本当に検証されておるのでしょうか。私は多分自然消滅をしていっているものがほとんどではなかろうかなと思っておりますが、もう一度その辺のところを、もしお分かりになれば。

5 番 田 代 御質問の前に、まず1点目が、先ほどのビールの関係です。これについては、少し詳しく説明させていただきます。61ページを御覧ください。61ページです。大きいタイトルで言うと、シティプロモーションおもてなし推進事業、このところです。この中の委託料、3段目でございます。シティプロモーション用品開発委託料ということで、500万見ております。これが先ほど古谷委員が発言

しました松田の地ビールの開発ということで、某地ビールメーカーで有名な醸造所をお願いして作ったそうです。試作販売をしたら、あっという間に売れてしまったと。今回は、ここの開発委託料でもう少し増産して、これを返礼品に充てたらどうかと。そのような議論をいたしました。

2点目の、今までの特産品開発事業六、七点というお話だったんですけども、これについて審査、議論したのかということでしたけれども、過去にこれ何回も出ております。私どもは、限られた時間内で審査をする内容につきましては、6次総合計画の後期基本計画。その中でアクションプログラムが出ておまして、予算審査特別委員会の前日、9日ですか。議員全員で審査したと思います。そのプログラムで頭出しした事業。そういったものが、今回の予算の新規事業として入っておりました。これを中心に審査した関係で、過去から継続している特産品開発事業については、予算特別委員会では審査を行っていません。一方で、私ども総務委員会が勉強会のときには、委員から出されまして、特産品の開発、そういう検証も必要だねと。それで、新しく出るビール。発売される、今回試作で多分発売される予定なんですけれども、そのビールに引っかけ、今まで出た特産品だとか、これは売れるというのをセットにして売り込んだらどうかと、そんな議論を私どもの個別の常任委員会の勉強会では議題として挙がりました。以上です。

8 番 中 野 ありがとうございます。このページ61ページのシティプロモーション用商品開発委託料500万ですね。昨年も全く同じ500万なんですよ、これね。今、ビールがよかったから量産体制を取ってやると。もし、この500万全部ビールの開発に使ったか使わないかは私は分かりませんが、増産をしてやるというならば、これが1,000万になってもよかろうかなと思っておるんですが、その辺のところは、別に疑問には思いませんでしたか。

5 番 田 代 昨年は試作ですから研究費が主なわけですよ。できた製品は少なく、試験販売したらあっという間に売れてしまったと。今回、ボリュームは箱数までは確認しなかったんですけども、政策推進の説明では、今年はそれで大量生産すると。それを販売して、その実績を見て、一つの特産品として位置づけて

いくと、そのように私どもは理解いたしました。以上です。

8 番 中 野 分かりました。先ほど、委員長の御答弁の中にありました、このビールと絡んでセットにして、例えば松田町の特産品であるお茶、ミカンとセットにして特産品として返礼品にもっていったらというお答えがございましたけれども、私も大賛成。ぜひぜひそのような形でもっていただきたいと思いますと思うところではあります。ふるさと納税については以上です。

次に、ちょっと抽象的な質問になるかなと思うんですが、ページ121ページ、林業振興に要する経費という中の全般から、何ページかって聞かれるといけませんから、121ページということでお答えします。先日、令和5年度の町長のほうからのお話でしたが、この観光客誘致として松田山を観光開発をしていきたいというお話がありました。そのためには、森林整備並びに耕作放棄地の減少ということをやっていきたいというお話がありまして、この財産である大自然、大自然を財産としている松田町にとっては、非常に有効な手段ではなかろうかなと、活性化を図るためにというふうに思っておるところでございます。しかしながら、御存じのように森林整備並びに耕作放棄地の減少というものは人手もいりますし、また資金も大変かかっていく。また、年数も年月もかかっていくもので、一朝一夕にはいかないのかなという思うところではございますが、この事業については、ぜひぜひやっていただきたいと思いますな、そんなふうに思います。

それで、私は想像をいたしますに、総合計画的に言わしめれば、町の実現する将来像ということですね、実現したい町の将来ということで総合計画が書かれておりますが、もしそういうような言い回しをすれば、遊歩道の行く先々には森林はしっかりと整備され、木々の間からは木もれ日が差し、その先には四季折々の草花が咲き誇っていますと。こんなふうに総合計画には書かれるのではなかろうかなと推測をするところでございます。私はぜひこうなっていたらいいなと思っておりますが、まずこの森林整備、観光開発ですね。松田山の観光開発。まず、どの辺をターゲットに最初やられていくのか、御議論されましたでしょうか。

7 番 南 雲 観光開発という視点では、議論は行われませんでした。それで、この121ページ全般ということで、まず、森林経営管理意向調査委託料というのが333万3,000円計上されていて、これは3年間かけて私有林をお持ちの方に意向調査を伺っていくという形のもので、これは本当に森林の在り方とか保全を目指すことを目的としての意向調査を行っていくということで、この高齢化とかの今の森林所有者の負担の軽減で、県の森林環境保全税が充当されていますけれども、この制度は令和8年度で終了となってしまっていて、これから先、やはりすごいリスクがたくさんある中で、どうやって保全をしていったらいいかという視点で、町のほうからは今度、所有者森林経営管理制度というのができまして、それによって市町村が所有…森林の保全が無理な所有者に代わって、市町村が整備をしていくというふうな制度ができて、そこの調査をまず3年かけてやっていくというふうな、そういう保全整備ということで御回答がありました。以上です。

8 番 中 野 分かりました。この森林整備、また耕作放棄地の減少ということで、観光立町を目指す我が松田町にとって、大変な有意義な事業であろうかと思っておりますから、ぜひこれは成功させていただきたい、していきたいなと思っております。

ただですね、観光客を誘致に、この自然の中に誘致するというのは並大抵のことではありません。よくこの議論もされますが、まず松田山にはヤマビルがうじゃうじゃいるというようなこともございます。そして、もう1点。風評被害が広がってほしくないなというのが、これ、私、猟友会の会員ということで、今までこういった質問はしませんでした、利益誘導になってはいかんなどということで質問はしませんでした、ちょっと専門的な言い回しをさせていただきますと、野生動物による人畜被害ということも考えられます。観光客・ハイカーを襲ってしまうということも考えられるわけですね。つい最近になって、お2人の同僚議員から熊の出没について一般質問がされました。これは皆さんも御記憶に新しいかと思いますが、私が知り得ている数字を申し上げますと、以前…以前といいますが、10年、15年前はこのかわいには熊なんて見かける

ことは一切ありませんでした。見かけたとしても、それは多分カモシカによっての見間違いだろうというような、その程度ではございましたが、ここ近年になりまして、その出沒、見かける回数が2倍、3倍というふうになっておるのが実態でございます。

昨年の数字を申しますと、昨年の4月から12月まで、8か月間で、山北町と松田町に出沒した熊の目撃数22件ございます。22件もあります。その中では昨年ですね、寄に錯誤捕獲とあって、鹿とかイノシシを獲るわなにかかってしまった熊が、大変凶暴になって危険だということで、本来なら麻酔銃で眠らせて山奥に放獣するところですが、致し方なく射殺という形になっております。そして、私の仕掛けたわなにも…このすぐ上です。ハーブ園のすぐ隣ですが、70キロの大きな熊が、これもかかりました。これは県の方が来て麻酔銃で眠らせて、山奥へ放獣をしたという経緯がございます。昨年の8か月間だけで、山北と松田町だけで22件もあるんですね。今までとてもとても考えられないことでございます。そして、それに基づいてお2人の方が一般質問、熊対策ということで一般質問をされております。

私はこの松田山の観光開発をするに当たりまして、花と森林を整備すればいいというだけではなからうと思います。こういった獣害による人畜被害、このことも念頭に入れていかなければならないと思っているところですが、一般質問をされたお2人の方にはそういった議論は出ませんでしたか。

5 番 田 代 先ほど質問のありました121ページ、南雲委員からも回答ありました森林経営管理意向調査委託。これについては、松田町の町域全ての地権者を調べると。それで、荒れている林。これについては行政のほうで支援をしていくと、このようなことでした。ただし3年かかると。

今の熊に対する議論なんですけども、私は質問させていただいた内容で、123ページ上段お願いいたします。一番上のね、委託料のところの地域水源林整備事業、ナラ枯れ対策事業委託料ということで、支障木伐採委託料。これについて、熊の餌となるナラが奥山で枯れてると。食べるものが、どんぐり等食べるものが少なくなってるから里山に下りて来ると。そういったことから、

また私含めてもう一人の同僚議員からも熊対策という発言もありましたので、このナラ枯れ対策事業で見ていただけたのかなと思いましたが、これはまだ里山の中の枯れた木を伐採してるということでした。そのときに発言したのが、やはり奥山。奥山のナラ枯れ対策。それと中野議員から御指摘のありました里山の遊歩道沿い。その森林の荒廃化。こういったものを防ぐために、一番入り口論として地権者を調べると。それで、地権者の意向で補助金とかそういうものを使って育林するとか整備するという考えもあると思いますが、できない人については行政のほうで代執行できるような制度ができてきたというふうに聞いておりますので、今回の熊対策というのは、簡単にはすぐにはできないと思います。ただ、こういった地道なことを行政が入り口論として予算をつけていただいた。3か年ってことですから、1,000万ぐらいになりますよね。それから事業が私どもは始まると、そのように考えまして、そういった議論については、今お話ししたとおり審査の中でさせていただきました。以上です。

8 番 中 野 分かりました。私、簡単には、一朝一夕にはこの開発ですね、松田山の観光開発はできませんでしょうと。労力も資金も莫大なものが。というのは、やはり地権者がいるわけですね。地権者の納得もなければいけないということでございます。私も昨日、一年中を通して山の中、松田山駆けずり回っております。それは有害鳥獣駆除管理捕獲という形で、昨日も行ってきました。非常に松田山、荒れ放題です。本当に荒れております。手が入ってないところがいっぱいございます。キウイフルーツ畑、ミカン畑、もう放置。そのままですね。もう野生動物の餌を作っているようなものだというところがございますので、この辺の獣害対策というものも、しっかりとやっていただきたいなということとともに、これは委員に質問するような形でさせていただきますが、執行者側もここで聞いておられますので。委員に質問する形でもって、執行者側のほうにも聞いていただきたいという形で言わせてもらいますが。この熊はですね、本来狩猟鳥獣なんですね。撃ってもいいんですよということで、狩猟鳥獣です。しかし、神奈川県だけは自粛動物です。絶滅危惧種ですから、撃たないでくださいということになっております。約20年前から丹沢山系にはツ

キノワグマは40頭しかいません。20年前から40頭が、去年も40頭なんですね。増えも減りもしない。しかし、私たちは1頭も殺してはいません。射殺してはいません。増えているはずなんですよ。増えているからこそ、こうして22回もこの近隣に出てきてしまっているということでございます。私も会議等に…猟友会の会議等に行って、県の人たちと議論をするんですが、一体いつまで、幾ら、何頭まで増やせばいいのか。もういいかげんに自粛規制は緩和してほしいと。狩猟鳥獣であるから狩猟させてほしいということをおっしゃるんですが、県のほうは一向に耳を傾けてくれないのが実態だと思っておりますので、ぜひ行政側としまして、上郡5町、また2市8町でも結構でございます。必ずや人畜被害をもたらさずであろう熊対策として、その辺のところの緩和を要請していただきたいなど、そんなふうに思うわけです。当然、こんな質問はされなかったと思いますから、お答えは結構でございます。

次に3点目。念願だったジビエ工房が、いよいよ完成をしました。この2月19日にマスコミ等をお呼びいたしまして、大々的にお披露目が行われたことです。猟友会をはじめ、関係各位の方たちは大いに喜んでいらっしゃるでもございます。今後の5町の活性化にもつながっていき、また先ほどから申しておりますふるさと納税の返礼品としても効果的な品物になっていくのではなかろうかなど。この肉がですね、そういうふうに思っているところでございますが。これはページ109ですね。109ページに掲載されてますが、ここにジビエ運營業務委託料、約300万。302万。これが予算化されておりますが、この300万運営委託料ということですが、もう既に完全に完成はしている施設でございます。今後、この委託費を使ってどこに委託をするのか。また、委託内容等、どのようなものであるのかということの御議論はされたでしょうか。

3 番 内 田 私ども委員会の…特別委員会の委員として出席しておりまして、なおかつ、ただいまの内容は産業厚生にもかかわってくるということで、私のほうからお答えさせていただきます。ただいま中野議員から御質問のジビエ処理加工施設の関係ですが、この委託料の300万ほどの委託内容ですね、ということで、特別委員会の中で同僚議員から同様の質問が上がりました。内容的には、ほぼ一

緒の内容だったと思います。

まず1つには、この委託先ですか。どのようにするのかっていう、まず質問もございました。その中で、担当課のほうからは、はっきりどこだと、今は決まってない。まだ決められてないということで、考え方としたら、猟友会等にお問い合わせする予定でありますが、今まだはっきり調整が取れてないということで、もう一つ、稼働時期ですね。いつから処理施設を稼働するのかという合わせての質問もございまして、皆さん御存じのとおり、もう建物はでき上がっているんですけど、まだ今後、保健所の検査もしなきゃいけない。それと、あとまだ足りない備品等もあって、もろもろのこともありますから、少し時間がかかるそうです。そして、今のところ予定とすれば、10月から本格稼働をしたいという、そのような御答弁がございました。以上です。

8 番 中 野 分かりました。多分、そうであろうかなという推測はしてはあったのではございますが。このジビエ…あしがらジビエ工房ですね、正式名。これは既に本当に立派なものが出来上がっております。県内では初めて公設民営という形で、行く先々、近隣市町、またもしかしたら全国から視察というような形も考えられないわけではございません。それほど立派なものだと思っております。しかし、建物はもうとうに出来上がっております。今、備品等のまだもろもろがそろってないと。あとは保健所の検査とかもろもろあるようではございます。私が試してみても、まだまだ本格稼働するに当たっては、大変な問題が山積しておるのではなかろうかと思っております。しかしながら、本当に5町がこぞって、またそれにプラスJAさんが連携をして、協働をして、4,000万円という多額の資金を投じての施設でございますので、本格稼働は10月ということではなく、一日でも早く稼働されるような形でもっていただきたいと思うところでございます。私の質問は以上にて終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

10 番 齋 藤 何点か。今、前者ジビエの話でしたので、ちょっとジビエの件で。この報告書にも書いてありますが、ジビエの精肉販売を展開されたいって、行政がや

ることなんですかね。まずちょっとそこを一つ聞きたかったので、お願いします。

5 番 田 代 施設については町のもので、運営については猟友会に委託と。施設は町のものだったので、正確に言えば、販売事業。これについて、指導っていうか、そういうものをして展開されたいという考えで記載させていただきました。

10番 齋 藤 最近、食品衛生管理法とかすごく変わっていて、たしか3年の6月ぐらいからHACCPっていう管理運営仕方をしなきゃいけなくなってくるので、その辺の状況を踏まえた施設っていうか、販売までに行くまでの間の工程を作らなければいけないという状況下に今なっているんですよ。食品に関しては、なかなかちょっと厳しいっていうか、正しいっていうか、そういうものが出てきておりますので、結構今後大変かなと思うんですけど、その辺、これ販売については、その辺のこととかはお聞きになりましたでしょうか。

5 番 田 代 今回の委員会では、はっきりしたそういうやり取りはございません。ただ、私も根石でジビエ加工施設ができるということで、役場の担当の方とはいろいろ情報交換しております。説明会のそういった情報交換をもとに、地元の人にお伝えして理解いただいて、あの施設ができました。そのやり取りの中で、やはり保健所の検査、非常に厳しいと。一つ一つがクリアしなければ、多いことがクリアしなければならないことが多すぎる。それだけ、やはり今、齋藤議員が言われたように、精肉販売っていうのは厳しいと。それを一つずつ乗り切るには、まだ時間がかかるのかなと。施設はできたけれども、軌道に乗せるまでは、管理運営ですね、時間がかかる。販売はまたその先と。そのようなことから、こういったことで3番の表現にさせていただきました。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。よりよい製品ができて、松田の名物になっていただければ幸いですと思いますので、この件はここで終わりにします。

それと、もう一つですね。西平畑公園でキャンプとかのテストしてましたよね。あの辺はどのような結果になったかとか、今後こちらの予算にそれについて続いているのかどうか、その辺のことはお聞きになりましたでしょうか。

4 番 平 野 私ここをちょうど質問をしたところですよ。129ページの一番下ですね。松田山

活性化事業ということで上がっておりますが、先ほどの中野議員の質問にもちょっと関連するかなと思いましたが、これは西平畑を中心にやっていくことなのかというふうな一応質問したんですが、これはメインとしては、土地利用や森林保全というのを目指しているというような協議会だというようなことでした。ただ、この西平畑を中心に考えて展開をしていくようなことに観光はどうしてもなるのではないかと、そういうようなことでした。

そして、キャンプのことに関しては、特別委員会では出なかったと記憶しております。その前の勉強会の段階で、委員会活動の段階では、実際にあれは実証実験事業だったということで、何かそういうデータが出ましたかというような御質問したんですけれども、まだ勉強会の時点では詳しいデータはほとんど出てないというようなことでしたので、私たちのほうでは報告を引き続き待っておりますというようなやり取りで終わっております。

10番 齋藤 分かりました。まだデータが出てないということでこれ、継続的に担当の委員会のほうで追跡していただければと思います。

もう一つ、最後にですね、各学校施設への警備員の委託が出ております。私も一般質問でさせていただきましたけども、悲惨な事件がかなり起きている。子供たちの命を守らなければいけないということに対して、松田中学校が柵もなく自由に入れる状況下ですということに対して、例えば松田小学校が警備委託料28万7,000円ですか。中学校が15万6,000円ですかね。柵のないほうにはちょっと金額的に少ないんですけど、人のやり取りの問題もあるのかなと思うんですけど、中学校のほうが多く子供たちが学校にいるのかなとは思いますが。この辺、子供たちを守るために、どのようなことで柵の代わりにしていくのかという質問とか、その辺のことはお聞きになったんでしょうか。

2番 古谷 今のところ、ちょっとページ数教えてもらっていいですか。

10番 齋藤 教育費の中に全部入っているんですけど。委託料が、警備委託料が。例えば177の委託料で、一番下に警備委託料15万6,000円、次に183では松田幼稚園の警備委託料10万6,000円。幾つか警備委託料が。107ページの寄幼稚園89万6,000円とか出てる。

2 番 古 谷 分かりました。すみません。今、齋藤議員が一般質問の中でやられたところをですね、ちょっと確認をさせていただきました。ここのところはですね、確認はさせてもらってませんので、例えば181ページの齋藤議員が一般質問された…質問されたところの、学校警備員が抜けてるというところで、ちょっと確認をしております。どうして学校警備員2名だったのが、今年は松田中学校ないのかっていうことだったので、その辺ちょっと確認しました。令和5年度は新たな方法で検討していくというようなお答えでした。新たな方法というのはまだ具体的に策は出てなかったように思いますけども。あと現場と学校とですね、相談をして進めていくというような回答でございました。以上です。

10番 齋 藤 その新たな方法ってよく分からないんですけど。一般質問でもさせていただいて、明日にでも何が起きるか分からない今世の中です。子供たちの命を守るには、早めの対策を取っていただかなきゃいけないので、できるだけ今後はそういう警備員でいて守れるかどうかっていうのは分からないんですけど、全ての対策を施すべきかなと考えたもので、この質問をさせていただいたので。分かりました。あとじゃあ新たな方法を待つしかないということですね。はい、了解しました。じゃあ以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。

まず、最初順番で反対討論ということで行わせていただきます。議員番号は11番 寺嶋正。議案第13号令和5年度松田町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

町の一般会計予算は51億9,000万円で。前年度対比3億2,000万円の減額となっています。歳入の主な町税は15億949万円、地方交付税13億円、国庫支出金

5億6,227万円、町債2億4,600万円です。地方債の令和5年度末現在高見込額は58億1,097万円となっています。町税は減少傾向にあり、自主財源の確保等に努め、町有地の有効活用、未利用地の住宅地への誘導などに取り組むことです。

課題として、松田町消防松田分署土地購入事業では2億円かかり、そのうち物件損失補償に要する経費として、令和7年度まで1億1,500万円の債務負担行為が行われています。現金支出が必要になった場合は改めて歳出予算に計上しなければなりません。後年度にリスクを先取りする債務負担行為はあまり好ましくないと思いますが、土地や建物の調査をしっかりと行い、交渉に当たることです。

新松田駅周辺整備推進事業は、概算で49億円を見込んでいます。5年度は再開発組合の設立に向けた支援業務や駅前広場の基本設計、都市計画決定に係る図書作成業務等と基金積立金を合わせて2億8,000万円を計上しています。当面扶助費、公債費の増加、公共施設の老朽化による維持管理経費の増額など、厳しい財政運営が予想され、町民サービスの低下を招かないような町政を行うことです。

次に、小児医療費助成事業、少子化、子育て支援給付金事業、松田すこやか祝金事業などは評価しますが、幾つか問題点を述べておきます。A I オンデマンドバス交通の導入に向けた実証実験において、地域住民の移動の足を確保し、通院や買い物の利便性が向上するように取り組むこと、寄地区の人口減少対策として、地域の活性化に向けた協議会を設置することでは、町民懇話会等で住民の声を聞いて、仕事起こしや移住・定住事業の実施に向けた対策を練ること、町消防団は定員に対して不足しているため、町民の生命と財産を守る立場から充足すること、生徒や教員の安全を守る松田中学校警備員を2名削減しているため、人員を配置することなどを申し上げて、一般会計予算の反対討論とします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

4 番 平 野 4 番 平野です。令和5年度松田町一般会計予算に対して、賛成の立場から

討論をさせていただきます。

令和5年度松田町一般会計予算については、学校建設が完了したことにより3億2,000万円の減となっているものの、51億9,000万円の予算規模です。歳入では町税収入が1,705万円ほど減となっております。原因は納税義務者の減少であります。地方交付税が2億1,500万ほどの増となっており、これを補っております。町債の発行については、昨年度より62.4%減の2億4,600万円であり、金額に対して…であり、ごめんなさい。全体的に持続可能なまちづくりに必要な予算規模になっていると判断いたします。

歳出については、新モビリティサービス推進事業として5,883万円の予算が組まれており、本格的な高齢化社会を迎えようとしている当町にとって、将来を見据えた交通サービス事業の実証実験として期待をしております。

また、人口増につながる定住少子化対策支援事業については、新たにお試し住宅の実施や、空き家の利活用のため改修・解体の予算がついており、これは評価に値するものと考えます。

出産・子育て支援、応援事業では、国事業のほかに町独自の支援として、新生児1人につき5万円、1、2歳児1人につき3万円が給付される予定で…給付されます。また、子育て支援ファミリー、子育て支援センターファミリーサポート事業は当然継続されますけれども、さらに妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援事業が始まります。

子育て世帯から要望が強かった公園整備につきましては、宮下児童公園、宮下公園のトイレ洋式化、遊具塗装、樹木伐採、そして店屋場公園のトイレ洋式化、また老朽化したみやま運動広場での遊具の整備など期待しております。

教育においては、外国語指導助手（ALT）を2名から4名に増員、英語教育の充実に期待をしております。

そして新松田駅周辺整備推進事業では、令和5年度は再開発組合の設立に向けての支援業務や、駅前広場の基本設計などの整備に着々と前進することを期待しております。

令和5年度は松田町第6次総合計画後期アクションプログラムがスタートす

る年です。一層の住民福祉の向上が図られることと思います。本予算案はSDGs未来都市として、誰一人取り残さないための予算編成になっているものと判断し、ここに掲げられた事業を意欲的に取り組まれることを期待して賛成討論といたします。

議

長 ほかにございますか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第13号令和5年度松田町一般会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第13号令和5年度松田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 日程第3「議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 改めまして、皆さんおはようございます。本日の議会もよろしくお願い申し上げます。それでは議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,086万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定

める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県の下、当町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。256、257ページをお開きください。歳入でございます。款、項ともに国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳以上65歳未満の方の介護納付金分の3つに分かれておりますが、被保険者数の減少などにより保険税額が減少したと考えております。目2、退職被保険者等国民健康保険税は、退職医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款3、県支出金、項1、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。

次の258、259ページをお願いいたします。保険給付費等交付金の特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくりの取組など、医療費の適正化に向けた取組に対する支援などの保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款4、財産収入は、預金利子でございます。

款5、繰入金、項、目ともに一般会計繰入金の節1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険税減額分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1

を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。節2、職員給与費等繰入金は、職員3名及び管理栄養士1名の給与費と、事務費の繰り入れでございます。節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ繰り入れるものでございます。節5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填する制度で、国2分の1、県4分の1、町4分の1を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものです。

項の2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、県に納める国民健康保険事業納付金が約1,500万円の増額、保健事業費が約500万円の増額となるため、財源を確保するものですが、財政調整基金の取り崩しにつきましては必要最小限となるよう努めてまいります。

款6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として500万円を計上いたしております。

款の7、諸収入につきましては、主に延滞金のほか、次の260、261ページをお願いいたします。項2、指定公費負担医療立替交付金として、70歳から74歳の前期高齢者については、法律上2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替分が国より交付されるものです。

項3、雑入につきましては、項目立てとして計上させていただきました。

次の262、263ページをお願いいたします。歳出になります。款1、総務費の主なものは、職員3名分の給与費や事務経費、国保連合会への負担金、保険税の賦課徴収等に係る徴税费、国保運営協議会費等を計上しております。

説明欄の2、一般管理経費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。

(2) 会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員と一般事務員の報酬でございます。

目 2、団体負担金につきましては、次のページ、264、265ページをお願いいたします。国保連合会への負担金でございます。項の 2、徴税费、目 1、賦課徴収費の主なものとしまして、(2) 会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬等でございます。

項 3、目 1、運営協議会費は、国保運営協議会にかかる経費として、委員 6 名分の報酬でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費は、次のページ、266、267ページにまたがりませんが、目 1、一般被保険者療養給付費から、目 4、退職被保険者等療養費までは、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費として、医科、歯科、調剤等の医療費と、療養費として柔整、補装具等の費用でございます。

目 5、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプトの審査手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項の 2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項の 3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送料で、科目設定扱いとなります。

項の 4、出産育児諸費は、次のページ、268、269ページにまたがりませんが、現在の42万円が令和 5 年 4 月から50万円に改正されます出産育児一時金 6 件分でございます。

項の 5、葬祭諸費は 1 件 5 万円の葬祭費25件分でございます。

項の 6、傷病手当諸費は、コロナ傷病手当金の支給をするための科目設定扱いとなります。

款 3、国民健康保険事業費納付金は、予算額 3 億1,928万9,000円、前年度比較1,513万4,000円の増額となっております。増額の要因といたしましては、30 年度の制度改革で設けられた国民健康保険事業費納付金について、令和 4 年度までは県が市町村の急激な負担増とならないように、県の基金を取り崩しながら対応していたものが、基金が底をついたため、令和 5 年度からは各市町村の負担する納付金に反映されたものでございます。当町には、国民健康保険制度

の広域化制度設計時の激変緩和が図られているため、今までに財政調整基金として積み立ててきました約3億円を必要に応じて取り崩すことで対応してまいりますので、被保険者の負担となる保険税の増額をすることはいたしません。今後数年間、県の納付金と町の基金残高の推移を確認しながら、保険税の税率について検討を進めることとなります。

項1、医療給付費分、項の2、後期高齢者支援金等は、一般被保険者・退職被保険者等に分けられており、項の3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上60歳未満の…65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の270、271ページをお開きください。退職者医療の過年度対応分の科目設定扱いとなります。

款5、保健事業費は、予算額2,555万7,000円、前年度比較555万3,000円の増額となります。増額の要因といたしましては、国保ヘルスアップ事業のデータヘルス計画策定支援業務委託料の300万円と、特定健康診査等事業費の増額分の250万円でございます。

項の1、保健事業費、目1、保健普及費は、医療費通知等にかかる経費や、1件2万円の間ドック補助金90件分の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。

目2、国保ヘルスアップ事業は、平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施しているものでございます。平成30年度から令和5年度までの第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、(1)糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。12の委託料のデータヘルス計画策定支援業務委託料は、令和6年度から11年度までの第3期データヘルス計画を作成するための費用でございます。(2)地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、次のページ272、273ページをお願いします。個別事業の委託料などを計上しております。

(3) 特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内

容や勧奨スケジュールを立てて、受診の確認、再度の勧奨などきめ細かな対応により受診率の向上を図ります。（４）早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。

項の２、目１、特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導に係る費用でございます。５年間の債務負担行為により実施しておりますが、物価の上昇等により令和５年度から費用が増額となっております。

款の６、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款七、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金と、次のページ274、275をお開きください。項の２、指定公費負担医療立替金などがございます。こちらは70歳から75歳の被保険者は法律上２割の負担ですが、国の政策により１割に軽減しているため、１割分に相当する額を一旦立替えとして支出するもので、同額を歳入の諸収入で収入しております。

款の８、予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

款、公債費につきましては、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金の償還が令和４年度で終了したことにより廃目となります。

次のページ、276ページから279ページには国保会計の給与費明細書が、280ページには債務負担行為調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,756万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。現在、国民健康保険診療所は月・水・木・金曜日が藤本医師、火曜日が県立足柄上病院の医師により週5日間の診療を行っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。290、291ページをお開きください。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入は、目1、国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2、社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3、一部負担金は受診者の自己負担分として、目4、後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方のそれぞれ診療報酬収入となります。目5、その他診療報酬としましては、一般診

療報酬となる予防接種、健康診査収入等を計上しております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書の作成に係る文書手数料で5件分を計上しております。

款3、繰入金、目1、項1、一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職員1名の人件費のうち、出張所事務相当分を一般会計の寄出張所費で負担するものでございます。

項の2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を借り入れるものでございます。あ、繰り入れるものでございます。現在のところ、町ホームページや広報紙に加え、タウンニュースの2月11号で宣伝するなど、収入の増加を目指しております。執行に当たりましては、最小限の取り崩しとなるよう努めてまいります。

款の4、諸収入、項の1、雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項の2、受託事業収入、目1、特定健康診査等受託料は、特定健康診査を受けた方1人につき1万2,000円、10名分の受託金を見込んでございます。

次のページ、292、293ページをお願いします。繰越金は、令和4年度からの繰越金300万円を見込んでおります。

次のページ、294、295ページをお開きください。歳出でございます。款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費、こちらでは診療所の管理運営費として人件費や電気料などを計上しております。主なものといたしまして、説明欄の中段、負担金補助及び交付金の診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所から支出しておりますので、その一部負担として面積案分等により診療所分として算出し負担するものです。次の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から週1日、火曜日に医師を派遣していただくための負担金51日分を計上しております。（2）会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員、及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上しております。

次の296、297ページをお願いいたします。予備費…歳出でございます、すみません。款1、総務費、項…あ、違うな。すみません。予備費は298、299にわたりますが、歳入歳出の差額を計上しております。その前にあれか、ここだ。すみません。目2、団体負担金は医師会負担金などでございます。

款2、項1、医業費。減額の主な要因は、診療所の患者数減少に伴う医薬品代の減少によるものでございます。この医業費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、病理検査代などでございます。目1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染症廃棄物処理委託料などを計上しております。目2、医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を支出するものでございます。目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款の3、公債費は、一時借入金の利子でございます。

款の4、予備費は298、299ページにわたりますが、歳入歳出の差額を計上しております。なお、300ページから301ページに職員給与明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。ページの291ページ、繰入金のですね、財政調整基金繰入金1,200万円。説明等ではある程度理解できましたが、基本的には同じページのですね、上段の診療収入、外来収入等がですね、減額をしたことによる財政補填を基金からするということだと思います。令和、たしかですね、令和4年度までは繰入金はですね、一般会計繰入金のみでですね、予算がですね、編成されてきたのかなというふうに思います。ここでのですね、基本的な、ここで財政調整基金で補填をしなければいけないということの発端は、診療収入が減額になったということで、以前とどういふふうに変ってくるのか。先ほどPRもですね、メディアを使ってされているという説明がございましたが、今後の見込みをですね、どういふふうに変えていくのかについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 平成3年度まではですね、1日の平均で…令和3年度までは1日の平均として患者さんの数が24名程度あったものですね、現在令和4年度、年度途中でございますが、平均して大体10名程度にまで、半分以下にちょっと下がっております。前のですね、名前を出してあれなんですけど、山田先生の中には膝の注射ということで、町だけでなく町外、県外からも患者さんが来ていましたが、今現在は内科専門の先生ということで、そういうよそからお客さんが来るというのが減りまして、その分ちょっと宣伝をしながら頑張っていこうということにはなっておりますが、先生と相談している中で、どうしても場合には1日閉めるとか、そういうことも考えなくてはいけないのかなというのがありますけど、とりあえずはもう5日間で宣伝しながら頑張っていきたいという考えでございます。

6 番 井 上 患者数が1日24名平均からですね、現在は10名程度ということで理解ができました。そうしますとですね、前はそういうですね、内科だけではなく外科も含めての対応の部分ということで、かなり人気があったということの理解はできますが、ただ、診療所会計としてですね、やはり会計をですね、健全に運営をしていくためにということで、例えばここで1,200万円繰り入れをしていくとですね、診療所会計分の基金をですね、どんどん繰り入れをしていかなければいけないのかなというふうにも思います。今後の対応というのはですね、将来的に基金の繰入金をいつまで続けられるのかということとですね、日数も検討もされるということですのでけれども、あとこういった内容的もですね、もう会計自体としては節約できる部分等があるのかについて、基金とですね、今後の会計、特別会計の運営の考え方、2点お願いします。

町 民 課 長 まずですね、診療所の部分としての基金の残高ですが、4年度末として8,315万6,026円。これで平成5年度1,200万円を取り崩しますと、7,115万6,026円となります。このままですね、毎年崩していたら当然なくなってしまうので、需要をなるべく増やしていこうという考えではありますけど、需要が増えないようであれば、日数で調整させていただくことになるかもしれません。以上です。

6 番 井 上 はい、分かりました。1,200万で残り7,200万。約、令和5年度も入れると6

年分ぐらいですかね、6か年分ぐらいで財政調整基金としては枯渇をしてしまうと、残額が、財政調整基金の残額を全てを繰り入れてしまうという結果というのが見えてるということで、分かりました。今まではですね、大分収入のほうに、前の先生のおかげということもありまして、潤沢な収入があったということの中でですね、今後ともどうやっていくかということで、地域診療としてですね、地域の医療、寄地区の医療機関としては欠かせないものだとということでは理解しておりますので、今後ですね、どういうふうな形で検討をされていくのかということをごですね、注視したいと思っておりますので、またそういったことに対する報告、議会に対する報告もよろしく願いをして質問を終了します。終わります。

議 長 はい。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取っていただき、午後は1時より再開いたします。(11時42分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)

日程第5「議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算。

(総則) 第1条、令和5年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数4,401戸。(2) 年間総給水量10万5,000立方メートル。(3) 1日平均給水量2,877立方メートル。(4) 主要な建設改良事業。宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備)7,903万円。宮下水源受変電及び自家発電施設改修工事(建築・土木)2,772万円。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、水道事業収益1億3,467万1,000円。第1項、営業収益1億642万6,000円。第2項、営業外収益2,824万4,000円。第3項特別収益1,000円。支出、第2款、水道事業費用1億3,467万1,000円。第1項、営業費用1億2,281万9,000円。第2項、営業外費用631万3,000円。第3項、特別損失1万円。第4項、予備費552万9,000円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,035万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする)。収入、第3款、資本的収入1億690万円。第3項、企業債1億670万円。第2項、負担金20万円。1ページおめくりください。支出、第3款、資本的支出1億3,725万8,000円。第1項、建設改良費1億2,048万9,000円。第2項、企業債償還金1,676万9,000円。

(継続費) 第5条、継続費の経費の総額及び年割額は次のとおりと定める。事業名、総額、年度、年割額の順で申し上げます。宮下水源受変電設備及び自家発電設備改修工事(電気工事)1億4,529万円、令和5年度7,903万円、令和6年度6,626万円。宮下水源水害対策工事施工管理業務委託料397万8,000円、令和5年度197万8,000円、令和6年度200万円。

(債務負担行為) 第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び

限度額は次のとおりと定める。事項、土木積算設計システムリース料。期間、令和5年度から令和10年度。限度額、76万円。

(企業債) 第7条、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、1億670万円。起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、0.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り替えることができる。

(一時借入金) 第8条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費1,587万6,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第10条、棚卸資産の購入限度額は249万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。306ページをお願いします。継続費につきましては、先日の現地視察で御覧いただきました宮下水源の上段にごございます電気設備工事、下段がその工事の管理委託に係るもので、令和5、6年の2か年で行うものでございます。債務負担行為は、土木積算設計システムリースについて、令和10年度までの債務を約束するものでございます。企業債につきましては、全て宮下水源の電気設備及び施設改修に係る分に充てるものでございます。

少し飛びまして320、321ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料で水を売って収益を得る分で、前年度比126万円、1.3%の増としております。給水世帯が増えたことにより増やしており

ます。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や、他会計負担金としまして下水道使用料徴収事務負担金でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計からの事務費、事務委託分の繰入金や加入負担金でございます。町屋等の開発に伴い、加入負担金の増により前年度対比215万6,000円、18.1%の増としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

324、325ページをお願いします。支出です。水を造るための費用や日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては施設管理用に係る消耗品、動力費では宮下水源や中河原水源などの各水源のポンプ等の電気料、委託料でございます。各水源等のポンプにかかる電気料の高騰により、前年度対比842万1,000円、25.9%の増としております。

326、327ページをお願いします。目3、総係費につきましては、一般関係の費用でございます。

328、329ページをお願いします。目4、減価償却費と資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のため留保資金となるものでございます。

330、331ページをお願いします。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業利息24件分の償還でございます。

目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

332、333ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条の予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につきましては、宮下水源水害対策に係る受変電及び自家発電改修工事、及び施設改修工事についての起債でございます。

項2、負担金、工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障

となる場合を想定して、配水管布設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

334、335ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項、目ともに建設改良費につきましては、宮下水源水害対策に係る委託料と工事が主なものでございます。節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節15、委託料、及び21、工事請負費につきましては、宮下水源水害対策工事に係るものでございます。

目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により、8年以内で順次交換をしており、736基分を計上しております。項、目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でございます。

なお、312ページにキャッシュ・フロー計算書、313ページに予定損益計算書前年度分、314ページから317ページまでに予定貸借対照表を、318ページに注記、337ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方いらっしゃいませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,478万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は1,000万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。353ページをお願いします。第2表、地方債につきましては、起債の目的、簡易水道事業につきましては宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事に、公営企業会計適用は公営企業会計への移行に係る分に充てるものでございます。

360、361ページをお願いします。事項別明細書の歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入につきましては、家庭用677件分と事業所35件分の水道使用料と滞納繰越分を計上しております。電気料高騰により会計が厳しい中、滞納繰越分の回収を強化することにより、対前年度比676万円、3.8%の増で計上しております。

款2、分担金及び負担金、項・目ともに負担金につきましては、13ミリ2件分の加入負担金と、13ミリから20ミリへの変更1件、その他一般会計からの消

火栓78基分の維持管理負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料、項・目ともに手数料につきましては、給水装置の工事審査手数料、検査手数料として2件分と、給水装置の中止・開始手数料として20件分を計上しております。

款4、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、元利償還金などに充当しております。前年度比較600万円増の主な要因につきましては、令和4年度から5年度への前年度繰越金見込みが400万円強の減、電気料の高騰が200万円強の増によるものでございます。

款、繰越金につきましては、前年度繰越しの見込額でございます。

款7、町債につきましては、簡易水道事業は宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事に、公営企業会計適用は企業会計への移行に係る分でございます。

362、363ページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費につきましては、施設の管理に要する経費を計上しております。前年度対比348万8,000円の増は、電気料の高騰に伴う施設動力費にかかる光熱費が主な要因でございます。主なものとしましては、10、需用費の光熱水費は水源の取水・送水ポンプなどの電気料を、また滅菌用の医薬材料費などを計上しております。12、委託料につきましては、特別会計から公営企業会計への移行に係る委託のほか、水道使用料検針業務、量水器の取替え、配水池の清掃など、施設管理、毎月実施します水質検査の委託料などを計上しております。17、備品購入費につきましては、量水器268器分でございます。27、繰出金につきましては、上水道事業会計で水道料金の徴収などの事務を行っているため、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。

364、365ページをお願いします。1、報酬は、水道施設点検、残留塩素測定、施設地内草刈り等、水道施設の定期管理を行っている会計年度任用職員3名分でございます。14、工事請負費につきましては、既に耐用年数を過ぎています送水ポンプを更新するもので、宇津茂送水ポンプ場の送水ポンプ更新工事でございます。西暦2000年、平成で言いますと12年に設置して以来更新されていない、現時点で供給ができない部品も出てきており、故障時に断水等、水道事故

を起こさないためにここで更新をいたします。

款2、公債費でございます。元金につきましては、23件分の長期債元金、利子につきましては30件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、367ページ以降には、投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為の調書、地方債の調書、公債費元利償還金の内訳が記載されております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 ページで言いますと361ページ、負担金です。加入負担金ということで116万計上されてます。前年対比でマイナス1万5,000円と。先般、3月3日の議会定例会2日目に議案第7号として簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正、これが提案されました。そのときの質疑応答のやり繰りの中で、加入負担金が大幅に減になるんですけれども、この分については新年度予算で見込んでいるような説明だったと思うんですが、それで間違いはないか、または後で補正するのか。その辺についてまず確認させてください。

環境上下水道課長 加入負担金につきましては、議会のほうでまだ条例のほうが可決されておられませんので、この予算書の時点では、まだ減らしていないというのがこの予算の中に計上されております。以上です。

5 番 田 代 そのときの議論の中で、加入負担金が大幅に減となると。これについては、私の記憶ですと、一般会計の繰入金で処理しないで、この簡易水道事業の中の剰余金でやり繰りすると、そのように理解したんですけど、それで間違いはないでしょうか。

環境上下水道課長 加入負担金につきましては、今ここに77万というふうに載っているんですが、半分にしたところで三十何万という、そういう数字ですので、これを例えばその予備費だったりそういうところで対応ができる、そんなに大きい金額じゃないので、会計内で対応ができるということで、一般会計に頼らないでも何とかなるのではないかとということで、そういう回答をさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 今のこれは361ページの中段です。一般会計繰入金、前年対比で、前年1,535万9,000円だったのが、今回2,135万9,000円、600万減になってます。今、課長の説明で200万円が…（「増でしょう。」の声あり）あ、増か。そうそうそう、ごめんなさい、増えたと。このときに課長の説明では電気料、これが高騰したもので、その分をとということと、あともう一つが、前年対比でこの簡易水道事業が赤字だったと。それで400万を、やはり不足した分を入れたと、そういう回答だったと思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

環境上下水道課長 360ページの5、繰越金のところを見ていただきますと、前年度繰越金が令和5年度は50万になっております。前年度だと468万ということで、約400万下がってしまったので、その部分の400万と電気料のマイナスになった200万を足すとちょうどこの600万ぐらいになる、そういうことになります。

5 番 田 代 私の理解もそういう意味です。繰越金が減ってしまったので、その分と電気料で600万を見たということなんですけど、繰越金が減ると、ということは、剰余金が減ったからというふうにも見えるんですけども、剰余金が減ったからその分繰越金が減ったというふうに理解しました。

それで、元に戻りまして、簡易水道の中でマイナス分はやり繰りするということなんですけど、場合によっては、繰越金が減る場合、剰余金が減った場合は、一般会計の繰入金でその分をカバーすると。僅か、今、課長の説明があったように77万の負担金ですから、大した額ではないんですけども、考え方とするとそういうふうな考えもできるんですけど、会計上、しっかり剰余金で吸収できるというふうなことであれば、その辺についてもう少し説明をお願いしたいと思います。

環境上下水道課長 繰越金につきましては、令和5年度は50万円とかなり少なくなっています。これも令和4年度中の動力費の影響によって繰越金がこれだけ減ったということで、これが年々どんどん厳しくなっていく、これが実際のこの寄簡易水道事業の苦しさであって、私どもも歳入にしても歳出にしても、増やせるもの、減らせるもの、一生懸命考えたんですけど、なかなか見つからない。そういう中では、できる限りの努力をして住民の皆さんに負担をかけないような形で

このような予算にさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございました。繰越金の前年度剰余金が少なかったのは、動力のほうにかかってしまったということで理解させていただきました、加入負担金については額が小さいのでこの範囲でできると。7号の一部改正条例があったときの説明どおりと、そのように理解させていただきます。ありがとうございました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ページ363ページ、中段の委託料の中にですね、公営企業会計の移行委託ということで、前々から質疑、一般等でさせていただきましたが、令和5年度をもってですね、簡易水道事業会計についても公営企業会計へ移行ということで、今後のですね、展開についてお伺いをいたします。

まず1点目はですね、公営企業会計に移行する時期はいつぐらいを考えてられるのか。

繰入金がですね、今、前者のほうでもですね、質問がありましたが、繰入金ですね。大きなものは元利償還金の部分を一般会計から補填をすると。その後はですね、事業費に対する、簡易水道事業に対する財源補填だということで理解をしますが、今後ですね、公営企業会計に移行する場合に、ここの令和5年度でもですね、新たな起債も計上されております。それらの元利償還金についても従前と同じ形でですね、一般会計繰入金の中に元利償還金として含めていくお考えなのか。

先ほどですね、電気料等の増嵩によってですね、大変厳しい運営をされているということもありましたが、公営企業会計として独立したですね、公営企業としてやっていくという観点から、一部一般会計からですね、従来型の財源補填は受けてもいいというふうな説明をされてきましたが、今後ですね、寄水道会計の料金の見直しについてですね、どういうふうにお考えされているのか。大きく3点ですね、お願いいたします。

環境上下水道課長 第1点の移行の時期につきましては、令和6年の4月でございます。

次に、繰入金の元利償還金ですか、独立した会計運営ということ。こちらに

つきましては、確かに今現在この寄簡易水道、非常に厳しくて、一般会計に頼っている部分はございます。今後、企業会計に移りましても、何が変わるかといったら、会計のこの記載の仕方が変わるだけで内容は変わるものではございませんので、今後もですね、できる限りの努力をした中で会計運営をしていくということになります。

料金の見直しにつきましては、今もお話ししたとおり、まずは町のほうでできるだけ住民に負担をかけない、そういうふうなことをですね、少ないながらも今年度はこの加入負担金を下げることによって、すぐには即効性はないんですけど、将来的に給水人口を増やしたい、そういうものを行った上で最終的にはお願いせざるを得ない、そういうことになると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

6 番 井 上 移行の時期はですね、令和6年の4月からということで理解をしました。

先ほど、繰入金のほうですね、今までの起債としてですね、計上してある部分についてはですね、そういうお考えということで、これからですね、令和6年度以降の借りる起債の元利償還金についても、全部ですね、一般会計に依存をするのかという趣旨の質問でしたので、再度お答えを頂きたいと思います。

あとですね、これは名前が変わっただけということですが、こういう公営企業会計へ移行しなさいというのは、表面的な部分もあるかもしれませんが、やはり本質はですね、やはりその水道会計に関わる部分というのは、やっぱり公営企業化して公営企業としての収益性をというところが根本にあるのではないかなというふうに考えます。ただそういうふうに表面的で変わったので、今までずっと一般会計依存でいいよというお答えだったかと思いますが、それらを含めてですね、途中からその一般会計で全額依存じゃだめですよという方針が出てくるかもしれない。これはですね、仮の話になるかもしれませんが、やはり担当課としてですね、やはり企業の独立性というのを念頭に置いてですね、会計運営をしなければいけないのではないかと私は思いますので、再度その部分について、料金見直しといいますか、会計を独立させるための方策についてのお考えがあれば伺いをいたします。

環境上下水道課長　　今、井上議員がおっしゃったとおり、企業会計として独立してできるような会計運営を考えつつ、今後展開できるように企業会計化するというのでやっていますので、よろしくをお願いします。

あと、元利償還金の件につきましては、流域と、あと今回企業の平準化債かな、違ったっけ。そうですね…すみません。違いました、すみません。こちらの起債につきましては…すみません。6年度以降の起債につきましては、できる限り今までの起債のバランスを考えつつ、あと更新計画、事業の更新計画もごございますので、その会計的なバランスを考えながら計画的に起債をしていくというようなことで起債をしたいと思っております。以上です。

6 番 井 上　　分かりました。最後になりますが、やはりその独立したですね、会計運営の方向を目指すにはですね、やはりその町の上水道事業会計と比べてですね、水道使用料の単価ですね、というものがなるべく見直さざるを得ないと。大分今、上水道事業会計の単価と寄簡水の単価というのは、解離しているというふうに理解をしています。ですので、そこをやはり見直さないですね、収益、人口を増やせばいいと言うんですけれども、なかなか加入負担金の引下げとかですね、様々なあとは定住・少子化の施策によっても、そんなには増えてこないんじゃないかなと。やはりその前に健全な財政運営に資する方向としてはですね、料金を値上げしろというのではなく、料金値上げが適正なのかどうなのかということですね、やはりその協議会等もあるということですので、そういった中でですね、検討をするという方向性を持つことというのがですね、やはり担当の考えではないのかなというふうに思いますので、最後にその1点をお伺いしてですね、質問を終わりにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

環境上下水道課長　　料金改定につきましては、すぐに住民にというわけではないんですが、今、審議会を行っておりまして、その中でどういう状態が適正なのかというのを話し合っておりますので、しかるべきときにどうするかというのを話し合っていきたいと考えております。以上です。

議 長　　ほかにごございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算。

令和5年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,350万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借

入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。379ページをお願いします。第2表、債務負担行為につきましては、下水道土木積算システム事務機器賃借料について、令和5年5月で満了となるため、6月から令和10年5月までの5年間について、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、380ページをお願いします。第3表、地方債につきましては、起債の目的、公共下水道につきましては、公共下水道管渠布設工事や流量計更新工事、下水道事業債分の補填と特別措置分を合わせた額になっております。酒匂川流域下水道事業につきましては、小田原市酒匂処理場の建設事業費負担分でございます。次の公営企業会計適用は、公営企業会計化への移行に係る分に充てるものでございます。

386、387ページをお願いします。事項別明細の歳入です。款1、分担金及び負担金、項、負担金、目、受益者負担金につきましては、下水道施設に係るものでございます。

款2、使用料及び手数料、項、使用料、目、下水道使用料につきましては、令和4年度の実績により前年度に比べて2.5%減を見込んでおります。

款3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、公債費の元利償還金に充当しております公債費につきましては、年々減少していく予定でございますので、前年度比較も減少しております。

款4、繰越金につきましては、前年度繰越しの見込額でございます。

款6、町債につきましては、公共下水道工事分、小田原市酒匂処理場の建設事業費負担分、企業会計への移行に係る分でございます。

390、391ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項、下水道総務費、目、一般管理費につきましては、右ページの説明欄の中段、12、委託料のうち、下水道使用料徴収事務委託料につきましては、徴収事務を上水道会計へ委託する委託料でございます。下水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会

計から公営企業会計への委託に係る委託料でございます。26、公課費につきましては、下水道事業会計の運営に伴い発生する収支に係る税及び地方消費税でございます。その下の給料関係は、職員1名分の人件費でございます。

392、393ページをお願いします。目2、施設管理費の10、需用費につきましては、流量計4基、マンホールポンプ5基の電気料や、下水道等の修繕料でございます。12、委託料につきましては、下水道の水質検査、流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃の委託料でございます。

款2、事業費、項・目とも下水道事業費でございます。この目では、公共下水道の工事経費を支出しております。主なものは、12、委託料、公共下水道事業計画変更業務委託料につきましては、令和5年度に事業認可が期限を迎えるため、期間延長の業務を委託するものでございます。14、工事請負費につきましては、下水道管渠の補修や維持補修工事としてマンホール蓋の改修及び宮下地区にある流量計が耐用年数を超えるため更新するものでございます。

394、395ページをお願いします。款3、流域下水道費につきましては、酒匂川流域下水道事業に係る工事及び維持管理負担金でございます。

款4、公債費の元金につきましては104件分の長期債元金、利子につきましては122件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、397ページ以降には、投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為の調書、地方債の調書、公債費元利償還金の内訳が記載されております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,463万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。

428、429ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。款の1、保険料、項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者から所得に応じた12段階の保険料率により御納付をい

ただくものでございます。

款の3、国庫支出金でございます。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しており、項の1、国庫負担金、目の1、介護給付費負担金では、歳出の保険給付費のうち、居宅給付費の20%分を、施設給付費の15%を国が負担することになっております。

項の2、国庫補助金でございます。目の1、調整交付金につきましては調整率に応じた額を、目の2、介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳出における地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス事業に関わる国庫分を、目の3、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、包括的支援事業及び任意事業に関わる国庫分をそれぞれ計上しております。

目の4、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止給付費適正化に資する取組に応じて交付金として交付されるものでございます。

目の5、介護保険保険者努力義務支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアに関連する在宅医療・介護連携等の取組に対し交付されるものでございます。

款の4、支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料を介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入するものでございます。

430、431ページをお願いいたします。款の5、県支出金でございます。国庫と同様に項目ごとに法定割合を計上しております。

款の6、繰入金でございます。項目ごとに法定割合を繰り入れるものです。

項の2、基金繰入金では、現行の第8期介護保険事業計画に予定しておりましたとおり、介護保険財政調整基金より1,500万円の取り崩しを予算計上しております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。432、433ページでございます。款の8、繰越金につきましては3,000万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について説明をいたします。434、435ページをお開きください。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費では、職員

給与費や訪問に利用する庁用車管理経費などの予算を計上しております。

次のページをお願いいたします。436、437ページでございます。項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査等費で要介護認定に関する経費を計上し、目の2、認定審査会負担金につきましては、足柄上地区介護認定審査会負担金として、南足柄市で一括し、認定審査会の事務を行うための経費を計上しております。最下段、委員会費では、介護保険制度開始時から3年ごと、今回、来年度、第9期となる介護保険事業計画策定のための経費を計上しております。

次のページ、438、439ページをお願いいたします。款の2、保険給付費でございます。前年度比、比較、1.6%の増でございます。

項の1、介護サービス等諸費では、負担金補助及び交付金として、居宅介護サービス給付費以下、第8期介護保険事業計画において試算した額を基に、実績に応じて、実績に合わせて計上しております。

項の2、高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々の負担が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

次のページをお開きください。440、441ページでございます。項の4、特定入所者介護サービス費でございますが、主に所得が低い方が施設サービスを利用した場合に自己負担限度額を超えた分について給付される経費でございます。

項の5、高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものでございます。

次のページをお願いいたします。442ページ、443ページでございます。款の5、地域支援事業費でございます。前年度比4ポイントの増でございます。

目の1、一般管理費は、地域包括支援センター職員給与費や介護予防支援に関わる事務経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。444、445ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄を御覧ください。サービス事業費のうち(1)訪問型サービスは、町直営の訪問型介護予防事業として管理栄養士、作業療法士の訪問や、栄養改善、口腔機能等向上事業を、(2)

通所型サービスは、運動器の機能向上事業を実施し、また、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上しております。(3)生活支援サービスでは、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費などを計上しております。

次のページをお願いいたします。446、447ページでございます。目の3、一般介護予防事業費では、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上しております。

目の4、包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営経費のほか、権利擁護への取組として、年々複雑化、多問題化している権利擁護への取組の際の弁護士費用等を計上し、次のページになりますが、448、449ページとなります。任意事業として介護相談員の派遣事業を、また在宅医療・介護連携支援事業として、足柄上1市5町共同で開設している在宅医療・介護連携支援センター運営のための経費であるとか、生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに取り組むほか、認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援のほか、今後、高齢化に伴う増加が見込まれる認知症の方に寄り添うような施策を展開してまいります。

450、451ページをお願いいたします。最下段、款の7、予備費につきましては2,134万3,000円を計上しております。

以上、歳入歳出総額11億5,463万9,000円となります。

なお、452ページから455ページにわたり給与費明細書を、456ページに債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 南 雲 449ページの下段に認知症総合支援事業費として、報償費のところは前年度のときは認知症初期集中支援事業検討委員会というのがございましたけれども、それがなくなっていますけれども、それはどういう理由でなくなられたのか、お伺いします。

福 社 課 長 認知症対策の件でございます。まず、現在ですね、認知症初期集中支援チー

ムの認知症サポート医をお願いしてございまして、その方がですね、ちょっと御多忙になったということもございまして、まず医師、ある程度私どものほうでも知見がございまして、そういった中でよりスピーディーに認知症施策を対応していこうということで、初期集中支援チームのほうに注力をしようということで、ひとり立ちができるというか、そういった中で対応が可能であるというふうなところでこのような予算になったものでございまして。以上でございます。

7 番 南 雲 サポート医の高橋先生でしたっけ、が外れたということでもよろしいんでしょうか。そういうもとでこれからやっていかれるということで、何かやはり今コロナ禍でかなり認知症の方が増えているということをうちの町でも伺ってますので、やはりこの大事な、初期の段階での対応がすごく大事だと思われまして、さらにね、力を入れていっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和5年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第20号令和5年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第20号令和5年度松田町用地取得特別会計予算。

令和5年度松田町用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,535万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、令和5年度松田町用地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

ページ466ページ、467ページお願ひいたします。歳入でございます。款1、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金です。本年度1,529万1,000円の一般会計からの繰入金を見込んでおります。これは、町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還金分となります。

款2、繰越金、前年度繰越金を計上しております。

次のページ、468、469ページをお願ひいたします。歳出になります。款1、項1、公債費、目1、元金は、町屋地区用地の元金返済分でございます。

目2、利子は町屋地区用地の元金の利子分となります。

款2、予備費を計上しております。

次のページ、470ページには公債費の元利償還金の内訳を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和5年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。
令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,279万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、後期高齢者医療特別会計を説明させていただきます。

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療連合にて行い、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出をする広域連合事務費負担金780万8,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億2,092万2,000円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。480、481ページをお開きください。歳入でございます。款の1、後期高齢者医療保

除料。保険料につきましては、後期高齢者広域連合により2年ごとに見直されます。令和5年度は4年度と同額で、均等割は4万3,100円、所得割は8.78%となっております。なお、後期高齢者医療保険につきましては、全体の約1割を被保険者の保険料で賄い、残りの9割を国・県・市町村負担金の公費と他の医療保険からの支援金で賄われております。

款の2、使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款の3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度です。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と町負担分4分の1を併せて繰り入れるものです。また、事務費繰入金は歳出における一般管理費に、事業費繰入金は歳出の保健事業費の財源とするものでございます。

款の4、繰越金は、前年度繰越金として前年度と同額を計上いたしました。

款の5、諸収入は、延滞金等の科目設定扱いとなります。

次のページ482、483ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務に係る経費を計上しております。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金、これは、一般会計から繰り入れました保険基盤安定負担金と、町で徴収する保険料の合計額を広域連合に納付するものでございます。

款の3、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款・項ともに保健事業費は、次のページ、484、485ページをお開きください。目の1、保険給付費の一般管理費で、人間ドック補助金として受診者に対する費用の補助を1人2万円、45件分を計上しております。

目の2、保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施とはなりますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても継続して御利用いただけるよう配慮しまして、糖尿病性腎症重症化予防事業に微力ながら取り組ませていただくものでございます。

款の5、予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

なお、486、487ページに給与明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に議員のみの議会全員協議会を開催しますので、議員の皆様は大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。 (14時10分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (16時15分)

休憩中に井上栄一君より発議書が提出されました。所定の賛成者がありますので、成立します。

お諮りいたします。提出されました発議を日程に追加し、追加日程第1「発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例」について、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

事務局より発議第1号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」 の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上 それでは、発議第1号を朗読させていただきます。

発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月13日提出。提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 内田晃、松田町議会議員 平野由里子、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 南雲まさ子、松田町議会議員 中野博、松田町議会議員 齋藤永、松田町議会議員 大館秀孝。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報保護法が改正されたが、改正後の個人情報保護法では議会は適用除外となることから、議会における個人情報の適切な取扱いが確保されるよう本条例の制定を提案するものです。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」 の声あり、「説明」 の声あり)

説明をお願いします。

6 番 井 上 それではですね、発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例の説明をいたします。

個人情報保護法が改正されたところですが、改正法施行後においても議会における個人情報の適切な取扱いが引き続き確保されるよう対応を図る必要がご

ございます。そこで、条例ですね、1ページをおめくりください。目次といたしまして、条例のですね、大まかな概要を説明をさせていただきます。

第1条、総則でですね、第1条の目的から、定義から、第3条のですね、議会の責務ということで、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章というですね、6章立てでございます。

第6章ではですね、罰則ということで、条例のですね、第54条から58条の中で罰則を規定をしております。ここの罰則規定につきましては、情報漏えいをした場合のですね、量刑と秩序罰ということで、こういったですね、行政刑罰の関係は、横浜地方検察庁とですね、協議をするということになっておりますので、この横浜地方検察庁との協議をですね、3月7日付で完了をしております。

最後にですね、附則でございます。施行期日、一番最後の30ページをですね、見ていただきまして、附則で施行期日、この条例はですね、令和5年4月1日から施行するということとなっております。

以上で提出に当たっての説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
長 日程第11「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告を出席議員の井上栄一君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告を終わります。

議

長 日程第12「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。12日間にわたり慎重なる御審議、ありがとうございました。

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 4 番 平野 由里子

署名議員 5 番 田代 実